

令和6年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導 運営指導における主な指摘事項 (介護報酬編)

居宅介護支援



杉並区 保健福祉部 介護保険課
令和7年3月14日～31日



目次

令和6年度運営指導における主な指摘事項

- (1) 居宅介護支援費 . . . 4ページ
- (2) 入院時情報連携加算 . . . 6ページ
- (3) 退院・退所加算 . . . 12ページ
- (4) 通院時情報連携加算 . . . 24ページ

- ・ <参考> 令和6年度報酬改定による未実施減算・28ページ
- ・ 「受講報告兼アンケート」の入力のお願い . . . 30ページ



居宅介護支援費に係る介護報酬について

介護報酬の根拠となる単位数表は厚生労働省の告示で示されており、このほか、解釈を補う通知（留意事項通知）や、別に定めるものなどを規定する関係告示、事務連絡によるQ & Aがあります。

介護報酬の算定にあたっては、必ず、介護報酬の根拠となる規定や通知の内容を確認してください。

▼ 主な告示・通知等

※ 資料本文では告示番号や通知名等を【 】内で表記しています。

単位数表（告示）	単位数表（留意事項通知）	関係告示	事務連絡・その他通知
<p>【厚告第20号】 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（H12.2.10 厚告20）</p>	<p>【老企第36号】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1 老企36）</p>	<p>【厚労告第94号】 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（H27.3.23 厚労告94）</p> <p>【厚告第95号】 厚生労働大臣が定める基準（H27.3.23 厚労告95）</p> <p>【厚告第96号】 厚生労働大臣が定める施設基準（H27.3.23 厚労告96）</p>	<p>【算定留意】 居宅介護支援費の入院時情報連携加算及び退院・退所加算に係る様式例の提示について（H21.3.13老振発第0313001号）</p> <p>【QA】 厚生労働省発出のQ&A 等</p>



主な指摘事項（1）居宅介護支援費

【令和6年度 運営指導での指摘事項】

居宅介護支援費（Ⅱ）について、算定の要件を満たしていなかった。



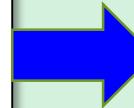
居宅介護支援費（Ⅱ）の要件が、令和6年度報酬改定で変更されています。要件を満たさなくなった場合には、取り下げの手続きも必要です。



主な指摘事項（1）居宅介護支援費

居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

- ①公益社団法人国民健康保険中央会（国保中央会）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用
- ②事務職員の配置



- ①「ケアプランデータ連携システム」
（※）の利用
 - ② 事務職員の配置
- ①②両方を行っている場合に算定可能

※ケアプランデータ連携システムとは、厚生労働省が**介護現場の負担軽減**や**職場環境の改善**の取組として、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間でやり取りされるケアプランについて、クラウドを活用して電子的に関係者間で共有できるシステムです。

当システムの導入により、給付事務作業の削減、居宅サービス事業所との連携作業の標準化・一元化などが図れます。

【参照】ケアプランデータ連携システムーヘルプデスクサポートサイト / 各種資料
<https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html>



※（介護保険最新情報Vol. 1351）令和7年2月6日付「介護情報基盤の活用を見据えた「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について」
 ➡厚生労働省は、普及促進策としてフリーパスでライセンス料を1年無料にする予定。詳細は国保中央会より3月中に公表とのこと。

主な指摘事項（２）入院時情報連携加算

【令和6年度 運営指導での指摘事項】

病院等の職員に対し、利用者に係る必要な情報提供の内容が不十分な事例があった。



入院時情報連携加算の算定要件を満たしていますか。

▼ 入院時情報連携加算の主な告示・通知等

<単位数表（告示）>

【厚告第20号】 別表ホ

<関係告示>

【厚労告95号】 第85号

<算定留意>

【労企第36号】 第三の16

【国Q & A】

- ・平成21年4月改定関係 Q & A (Vol. 1) 問64
- ・平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) 問139
- ・令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) 問118・119・120



主な指摘事項（2）入院時情報連携加算

入院時情報連携加算は、

「利用者が病院又は診療所に入院した際、一定の期間内（※）に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること」が必要となります。

（※）については、スライド10・11を参照

「必要な情報」とは...

参照：【老企第36号）第3の16（1）

- ・ 当該利用者の入院日
- ・ 心身の状況（例；疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）
- ・ 生活環境（例；家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）
- ・ サービスの利用状況

※加算を算定するための標準様式例（スライド8）が国から示されており、このような様式を使用することにより算定要件の「必要な情報」が満たされます。



主な指摘事項（2）入院時情報連携加算

「必要な情報」の提供方法について

- ☑ 「**必要な情報**」については、留意事項通知に具体的に列記されているため、少なくともこれらの情報（第3の13（1）総論参照）を提供する必要があります。なお、「**居宅介護支援費の入院時情報連携加算及び退院・退所加算に係る様式例について**」H21.3.13老振発第0313001号 厚生労働省老健局振興課長通知）において、情報提供の様式として標準例が示されているため、**当該項目と同程度の内容を提供することが望ましいものと考えます。**

The image shows two forms side-by-side. The left form is titled '入院時情報提供書' (Admission Information Provision Form) and includes fields for patient name, age, sex, address, and various medical and functional assessment checkboxes. The right form is a '標準例' (Standard Example) for the linkage calculation, featuring a grid for mobility status (移動) and other functional metrics, with checkboxes for different levels of assistance.

主な指摘事項（２）入院時情報連携加算

参考・注意事項

必要な情報を提供した場合には、以下の内容を居宅サービス計画等に記録してください。 参照：【老企第36号）第3の16（1）

- ・ 情報提供を行った日時
- ・ 場所（医療機関へ出向いた場合）
- ・ 内容
- ・ 提供手段（面談、FAX等）等

なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられます。

FAXやメール、郵送等による情報提供の場合、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認した事について居宅サービス計画等に記録しておかなければならない。



主な指摘事項（２）入院時情報連携加算

＜参考＞ 注意事項

入院時の迅速な情報提供をさらに促進する観点から、令和6年度報酬改定で情報提供する日数に関する要件が変更しています。

参照：【厚労告95号】 第85号、老企第36号第3の16（２）（３）

イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)

病院等に**入院した日**（**入院の日以前**に情報提供した場合には情報提供した日を含み、居宅介護支援事業所の運営規程に定める**営業時間終了後**または**営業日以外の日**に入院した場合には**入院した日の翌日を含む**）のうちに、情報を提供していること。

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)

病院等に**入院した日の翌日又は翌々日**（イに規定する入院した日を除き、運営規程に定める居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合で、入院した日から起算して三日目が運営規程に定める居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、営業日以外の日**の翌日を含む**）に、情報を提供していること。

入院した日のうちに（入院前も含む）（加算Ⅰ）、又は入院した日の翌日・翌々日（加算Ⅱ）に、病院等の職員に必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として算定できます。

入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）に該当するかどうか、利用者の入院日が運営規程で定めている居宅介護支援事業所の営業日や営業時間が関わります。

そのため、**入院した日付だけではなく、時間（営業時間内かどうか）も**把握して、記録（支援経過等）に残すように、お願いします。



＜参考＞入院日と情報提供日での入院時情報連携加算算定

(1) A事業所（水・土・日曜日が休業日）の場合									
加算名/日		1日（金）	2日（土）	3日（日）	4日（祝日）	5日（火）	6日（水）	7日（木）	事例内容
		営業日	営業日以外	営業日以外	営業日	営業日	営業日以外	営業日	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	①	☆ →							1日の営業時間中に入院。1日に情報提供
	②	★ →							1日の営業時間外に入院。1日又は2日に情報提供
	③		★ →						2日（営業日以外）に入院。2日又は3日に情報提供
	④			★ →					3日（営業日以外）に入院。3日又は4日に情報提供
	⑤				★ →				4日の営業時間外に入院。4日又は5日に情報提供
入院時情報連携加算（Ⅱ）	⑥	☆ →	←	←					1日の営業時間中に入院。2日又は3日に情報提供
	⑦	★ →	←	←					1日の営業時間外に入院。3日又は4日に情報提供
	⑧		★ →	←	←				2日（営業日以外）に入院。4日に情報提供
	⑨			★ →	←	←			3日（営業日以外）に入院。5日に情報提供
	⑩				☆ →	←	←		4日の営業時間中に入院。5日又は6日に情報提供
	⑪				★ →	←	←		4日の営業時間外に入院。6日又は7日に情報提供
	⑫					☆ →	←	←	5日の営業時間中に入院。6日又は7日に情報提供
(2) B事業所（土・日曜日と祝日が休業日）の場合									
加算名/日		1日（金）	2日（土）	3日（日）	4日（祝日）	5日（火）	6日（水）	7日（木）	(注) 事業所が三連休でも、入院日から起算して3日目が営業日以外かどうかで判断。
		営業日	営業日以外	営業日以外	営業日以外	営業日	営業日	営業日	
加算（Ⅱ）	⑬	★ →	←	←					1日（営業日）の営業時間外に入院。3日又は4日に情報提供
	⑭		★ →	←	←				2日（営業日以外）に入院。4日又は5日に情報提供

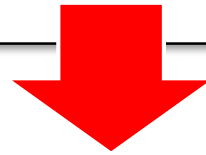
☆ 事業所の営業中に入院 → (Ⅰ) を算定可能な期間
★ 事業所の営業時間外に入院 ← (Ⅱ) を算定可能な期間



主な指摘事項（3）退院・退所加算①

【令和6年度 運営指導での指摘事項】

- ①病院等の職員との面談により、必要な情報提供を受けていなかった。
（電話により情報提供を受けていた。）
(退院・退所加算(Ⅰ)イ・(Ⅱ)イ)



退院・退所加算の算定要件を満たしていますか。

▼ 退院・退所加算の主な告示・通知等

<単位数表（告示）>
【厚告第20号】 別表へ

<関係告示>
【厚労告95号】 第85号の2

<算定留意>
【労企第36号】 第三の17

【国Q&A】

- ・平成21年4月改定関係 Q&A (Vol.1) 問65・問66
- ・平成21年4月改定関係 Q&A (Vol.2) 問110
- ・平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 問111
- ・平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2) 問19・問20・問21
- ・平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 問7・問8
- ・平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 問140
- ・介護保険最新情報Vol.799び「居宅介護支援の退院・退所加算に関するQ&A



主な指摘事項（3）退院・退所加算①

【厚告第20号】別表へ 退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（中略）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として 所定単位数を加算する。（後略）

【老企第36号】第三の17（2）算定区分について

退院・退所加算については、（略）入院又は入所期間中1回（医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む）のみ算定することができる。また、面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

病院等の職員から必要な情報提供を受ける際の要件とは...



主な指摘事項（3）退院・退所加算①

病院等の職員から必要な情報提供を受ける際の要件

※当該加算は、『当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合』に算定できる』とされています。

つまり、必要な情報提供を“電話連絡”のみで受けた場合には、連携回数にカウントできません。

また、テレビ電話装置等を活用した場合は面談として、連携回数にカウントできます。



主な指摘事項（3）退院・退所加算②

【令和6年度 運営指導での指摘事項】

②カンファレンスの参加者の要件を満たしていなかった。

(退院・退所加算(Ⅰ)□・(Ⅱ)□)

＜指摘事例の参加者＞

病院側（1者以上必要）	居宅側（3者以上必要）	その他 （本人・家族除く）
医師・SW	ケアマネ、 訪看ステーションの看護師	ケア24職員
医師・SW・看護師	ケアマネ	
医師・看護師・PT	ケアマネ	福祉用具事業者
医師・SW	ケアマネ	福祉用具事業者

カンファレンスに参加したメンバーは算定要件を満たしていますか。
その他のカンファレンス要件は満たしていますか。



主な指摘事項（3）退院・退所加算②

再掲

16

「カンファレンス」 （病院又は診療所の場合） の要件

【老企第36号】 第三 14

(3) その他の留意事項 ① (2) に規定するカンファレンスは以下のとおりとする。

イ 病院又は診療所

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)**別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件**を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

□～△ 略

【厚労告第59号】 診療報酬の算定方法

別表第一 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料 2

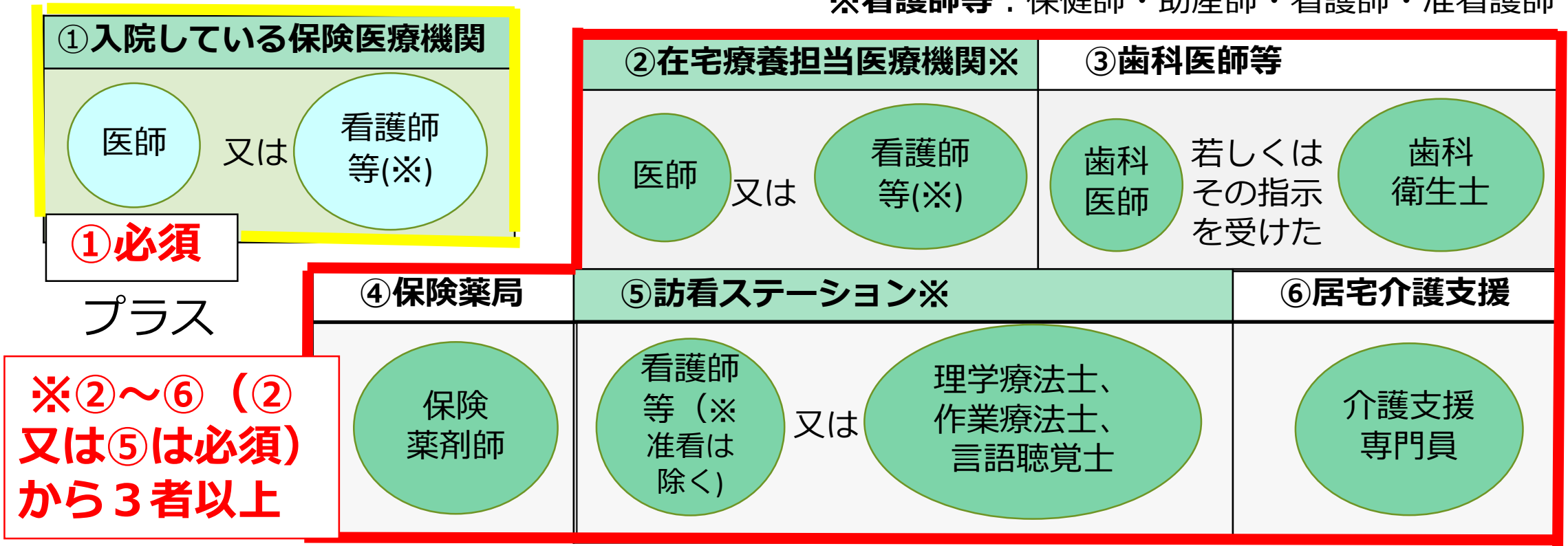
注3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員(介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)又は相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。



主な指摘事項（3）退院・退所加算②

「カンファレンス」の参加者

※看護師等：保健師・助産師・看護師・准看護師



【注意点】 ★②～⑥の同じグループの中で複数名参加しても1者とカウントします。
 ★退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員等が参加しますが、カンファレンスの参加者要件には入りません。

<参考> 退院・退所加算の区分

必要な情報の提供を**カンファレンスにより受けている**
場合

必要な情報の提供を**カンファレンス等以外**の方法で得た場合

カンファレンスの参加者要件に当てはまるかどうか？

↑ スライド17参照

該当

非該当

病院等の職員と面談による情報収集を実施した回数は？

カンファ 1回以上・
面談 2回以上

カンファ 1回・
面談 1回

カンファレンス
のみ

退院・退所加算
(Ⅲ)

カンファ 2回
退院・退所加算
(Ⅱ) □

退院・退所加算
(Ⅰ) □

情報提供の方法は？

職員との面談による
方法

電話による
方法

面談の回数は？

1回

2回以上

算定不可

退院・退所加算
(Ⅰ) イ

退院・退所加算
(Ⅱ) イ

同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定する。



主な指摘事項（3）退院・退所加算②

＜参考＞「カンファレンス」に参加した場合①参加した記録

【老企第36号】第三 14

（3）その他の留意事項

④カンファレンスに参加した場合は、スライド22において別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。



【平成 24 年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.2) 問20】

退院・退所加算について、「また、上記にかかる会議（カンファレンス）に参加した場合は、～略～当該会議（カンファレンス）等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。」とあるが、ここでいう居宅サービス計画等とは、具体的にどのような書類を指すのか。

（答）居宅サービス計画については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（老企第29号）において、標準例として様式をお示ししているところであるが、当該様式の中であれば第5表の「居宅介護支援経過」の部分が想定され（※以下QA参照）、それ以外であれば上記の内容を満たすメモ等であっても可能である。

※【令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3) 問120】

（答・一部抜粋）カンファレンスに参加した場合の記録については、支援経過（第5表）の他に「サービス担当者会議の要点（第4表）」の活用も可能である。



主な指摘事項（3）退院・退所加算②

＜参考＞「カンファレンス」に参加した場合②利用者等に提供した文書

【老企第36号】第三 14

（3）その他の留意事項

④カンファレンスに参加した場合は、スライド22において別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、**利用者又は家族に提供した文書の写しを添付**すること。



【平成 24 年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.2）問21】

入院中の担当医等との会議（カンファレンス）に参加した場合、当該会議等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について記録し、『利用者又は家族に提供した文書の写し』を添付することになっているが、**この文書の写しとは診療報酬の退院時共同指導料算定方法でいう「病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い、患者に情報提供した文書」を指す**と解釈してよいか。

（答）そのとおり。（※具体例は22ページ参照）



主な指摘事項（3）退院・退所加算②

＜参考＞「カンファレンス」に参加した場合②利用者等に提供した文書

【令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）問120】

カンファレンスに参加した場合は、「利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること」としているが、具体例を示されたい。

（答）・**具体例として、次のような文書を想定している**が、これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。

＜例＞

・**カンファレンスに係る会議の概要、開催概要、連携記録等**



厚生労働省の見解（電話確認）

※「**カンファレンスに係る会議の概要、開催概要、連携記録等**」については、**病院等が作成して利用者又は家族に提供した文書**を想定しており、**居宅介護支援事業所で作成した文書ではない**ことに注意すること。



主な指摘事項（４）通院時情報連携加算①

【令和6年度 運営指導での指摘事項】

①訪問診療に同席した際に、加算を算定していた。



通院時情報連携加算の算定要件を満たしていますか。

▼ 通院時情報連携加算の主な告示・通知等

<単位数表（告示）>

【厚告第20号】 別表ト

<算定留意>

【労企第36号】 第三の18

【国Q&A】

・令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）問118・119・120



主な指摘事項（４）通院時情報連携加算①

どんな場合に算定できる？（その１）

【厚告第20号】別表

ト 通院時情報連携加算 50単位

注 利用者が**病院又は診療所において**医師又は歯科医師の診察を受けるときに**介護支援専門員が同席**し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。



※利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師等の診察を受けるときに適用されるものであり、**訪問診療は対象外**です。



主な指摘事項（４）通院時情報連携加算②

【令和6年度 運営指導での指摘事項】

②医師と当該利用者に係る必要な情報の交換を行った記録がなかった。



医師と利用者に係る必要な情報交換について、算定要件を満たしていますか。



主な指摘事項（４）通院時情報連携加算②

どんな場合に算定できる？（その２）

【厚告第20号】別表ト

注 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

※医師等との情報連携を行い、記録する

☑ ケアマネジャー⇒医師等

利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、記録に残す。

☑ 医師等⇒ケアマネジャー

利用者に関する必要な情報提供（助言等含む）を受け、記録に残す。



医師等からの情報を踏まえて、居宅サービス事業者等との連絡調整や居宅サービス計画の見直しが必要かどうかを検討してください。



<参考> 令和6年度報酬改定による未実施減算①

▼感染症若しくは災害のいずれか又は両方のBCPが未策定の場合、基本報酬が減算となりますので、ご注意ください。経過措置要件については、以下の通りです。

減算名	全サービス (居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)
①業務継続計画未実施減算	○

サービス種別	減算単位	経過措置	経過措置要件
施設系・居住系	所定単位数の <u>100分の3</u> を減算	有	「感染症予防まん延防止の指針」の整備 及び 「非常災害計画」の策定を行っている場合はR7.3.31まで経過措置
訪問系、福祉用具貸与、居宅介護支援	所定単位数の <u>100分の1</u> を減算	有	R7.4.1から義務化 (R7.3.31まで経過措置)
その他のサービス	所定単位数の <u>100分の1</u> を減算	有	「感染症予防まん延防止の指針」の整備 及び 「非常災害計画」の策定を行っている場合はR7.3.31まで経過措置



<参考> 令和6年度報酬改定による未実施減算②

▼虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬が減算となりますので、ご注意ください。

減算名		全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）	福祉用具貸与
② 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1を減算		○	○ (R9.3.31まで経過措置)
虐待の発生又は再発を防止するための措置			
①	委員会の定期的な開催	既	既
②	指針の整備	既	既
③	研修の実施 (施設系・居住系は年2回)	既	既
④	担当者の設置	既	既



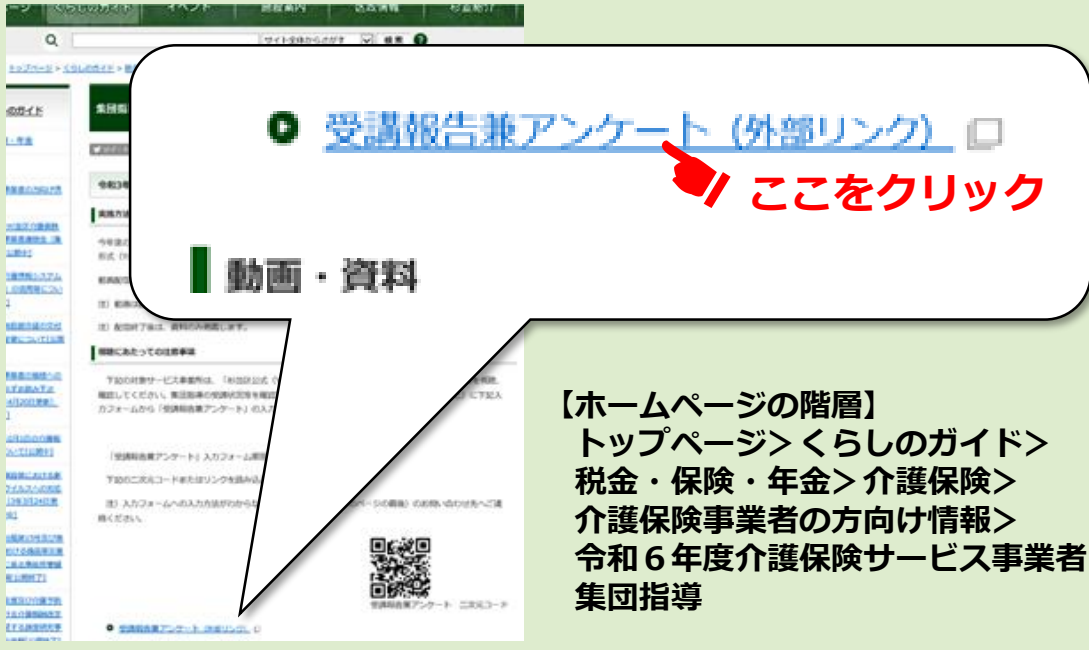
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



ここをクリック

動画・資料

【ホームページの階層】
トップページ>くらしのガイド>
税金・保険・年金>介護保険>
介護保険事業者の方向け情報>
令和6年度介護保険サービス事業者
集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

🕒 入力期限：3月31日（月曜日）まで

ご視聴ありがとうございました。



制作・著作



杉並区